

富士宮市移動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）以下「法」第77条第1項第8号に基づき行われる、障害児及び障害者（以下「障害児（者）」という。）の移動支援事業の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び実施主体)

第2条 この事業の名称は、富士宮市移動支援事業と称し、実施主体は、富士宮市とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。

2 この事業は、個別による支援を原則とし、1日で用務を終えるものに限るものとする。

(利用者)

第4条 この事業を利用できる者は、富士宮市内に住所を有し、単独での移動が困難な障害児（者）とする。ただし、介護給付の通院介助を受けられる者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、この事業を利用できるものとする。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする障害児（者）は、あらかじめ市長に地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(利用決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、派遣の要否及び1か月の支給量を調査したうえで、サービス利用の可否、支給量及び有効期間を決定するものとする。

2 市長は、サービスの利用を認める決定（以下「利用決定」という。）

をした場合は、地域生活支援事業支給決定書兼利用者負担額減額・免除通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、地域生活支援事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 サービス利用の有効期間は、1年以内とし、その期間が満了する2か月前から前条の規定による申請を行うことができるものとする。

4 市長は、サービスの利用を認めない決定をした場合は、地域生活支援事業支給却下通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 利用決定を受けた支給量等の変更を希望する者は、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第5号様式）に受給者証を添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったとき又は職権により支給量を変更することができるものとする。

3 市長は、支給量等の変更を行った場合は、地域生活支援事業支給変更決定書兼利用者負担額減額・免除等変更通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するとともに、受給者証にその旨を記載するものとする。

（利用の中止・停止）

第8条 市長は、利用決定を受けた障害児（者）（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止又は停止し、受給者に対し地域生活支援事業中止・停止通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(1) 受給者から事業の利用の中止・停止の申出があったとき。

(2) 受給者が、死亡、入院又は転出をしたとき。

(3) その他市長が事業の利用を不相当と認めたとき。

（登録）

第9条 市長は、受給者を地域生活支援事業利用登録名簿（第8号様式）に登録し、その管理を行うものとする。

(利用基準額)

第10条 この事業における利用基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第1の1のロ通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合及びニ通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合に定める単位に10円を乗じて得た額とする。

2 前項の身体介護の判断基準については、別表に定めるところによる。

(利用者負担額)

第11条 この事業によるサービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、前条の規定により算定した利用基準額に100分の5を乗じて得た額を利用者負担額として、第13条に規定する委託事業者からの請求により支払わなければならない。ただし、1月の利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用の目的が次に掲げる場合には、利用者負担額を免除する。

(1) 通院等、生命及び健康の維持増進に関する場合

(2) 労使交渉等、財産、労働等権利義務に関する場合

(3) 福祉サービスの申請等、官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、利用者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯であるとき、又は利用者の世帯（18歳以上の利用者については、当該利用者及びその配偶者に限る。）が当該年度分（ただし、4月から6月までの間の利用については、前年度分とする。）の市民税が非課税であるときは、利用者負担額を免除するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、その他市長が特に必要と認めたときは、利用者負担額の全部又は一部を減免することができるものとする。

(事業の実施)

第12条 市長は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者又はこれに準じて適切な事業運営が確保できると認められる事業者等にこの事業を委託することができるものとする。

(実施事業者)

第13条 この事業を受託しようとする事業者は、事業所ごとに富士宮市移動支援事業所指定申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、この事業の委託の可否を決定し、富士宮市移動支援事業所指定(却下)通知書(第10号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(移動支援従事者)

第14条 この事業を受託した事業者は、次の各号に掲げる資格者等を利用者に派遣しなければならない。

- (1) 重度訪問看護従事者養成研修修了者
- (2) 障害福祉サービス同行援護に現に従事している者
- (3) 介護福祉士
- (4) 訪問看護師・居宅介護員養成研修1級、2級又は3級課程修了者
- (5) 介護職員基礎研修修了者
- (6) 行動援護従事者養成研修修了者

(情報の提供)

第15条 市長は、この事業に係る事業所の情報を障害者等に対し積極的に提供するものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(平成19年3月30日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(平成20年4月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(平成20年7月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成24年10月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(平成25年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

<p>身体介護を伴う場合</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 身体障害児（者）で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 障害程度区分認定調査において、2-5歩行、2-6移乗、4-5排尿及び4-6排便の項目ができる以外と判定されている者</p> <p>イ 認定調査を行っていない者でアに掲げる者に準ずる者</p> <p>ウ 四肢に障害があり、身体障害者手帳において上肢・下肢・体幹の障害がそれぞれ1級又は2級程度の者</p> <p>(2) 知的障害児（者）及び精神障害児で次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 障害程度区分認定調査において、2-7移動、4-5排尿及び4-6排便の項目が一部介助又は全介助と判定されている者</p> <p>イ 認定調査を行っていない者で、アに掲げる者に準ずる者</p>
<p>身体介護を伴わない場合</p>	<p>上記以外の者</p>